（街頭補導）

第七条　街頭補導（道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、前条に規定する少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項に規定する措置を執る活動をいう。以下同じ。）は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2　前条に規定する少年を早期に発見するため必要があるときは、街頭補導の実施に当たり、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

（少年相談）

第八条　少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

［2～4　略］

5‖　特定少年に対する第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

（不良行為少年についての活動）

第十四条　［略］

2　第八条第二項から第五項までの規定は、不良行為少年について準用する。

（共通証拠物の取扱い）

第二十四条　触法少年に係る事件が二十歳以上の者又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致し、又は送付する場合において、共通の証拠物があるときは、二十歳以上の者又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にその旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該触法少年について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置が執られた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

（ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告）

第三十三条　ぐ犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号に定める手続により処理をするものとする。

一　処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であって、その者を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるとき。　長官が定める様式のぐ犯少年事件送致書を作成し、これに長官が定める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

二　処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であって、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置に委ねるのが適当であると認められるとき。　長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

三　処理をする時において、当該少年が低年齢少年であって、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるとき。　長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

［2　略］

（街頭補導）

第七条　街頭補導（道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、第二条第五号から第八号までに掲げる少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第十四条第一項、第三十六条第一項又は第三十八条第一項に規定する措置をとる活動をいう。以下同じ。）は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2　第二条第五号から第八号までに掲げる少年を早期に発見するため必要があるときは、街頭補導の実施に当たり、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

（少年相談）

第八条　少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、当該事案の内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

［2～4　同上］

［項を加える。］

（不良行為少年についての活動）

第十四条　［同上］

2　第八条第二項から第四項までの規定は、不良行為少年について準用する。

（共通証拠物の取扱い）

第二十四条　触法少年に係る事件が成人又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致若しくは送付する場合において、共通の証拠物があるときは、成人又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にこの旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該事件について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

（ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告）

第三十三条　ぐ犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号の手続により処理をするものとする。

一　処理をする時において、当該少年が十四歳以上であって、その者を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるとき　長官が定める様式のぐ犯少年事件送致書を作成し、これに長官が定める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

二　処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であって、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置にゆだねるのが適当であると認められるとき　長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

三　処理をする時において、当該少年が低年齢少年であって、保護者がないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるとき　長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

［2　同上］